

規則公布第 5 号

宇和島地区広域事務組合消防庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 26 日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡 原文 彰

規則第 5 号

宇和島地区広域事務組合消防庁舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 7 月 26 日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡 原文 彰

宇和島地区広域事務組合消防庁舎管理規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合消防庁舎管理規則（平成元年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退去命令等)</p> <p>第 12 条 庁舎管理責任者は、庁舎内において次の各号の一に該当すると認められる者（第 8 条ただし書きの規定により許可した者の行為を含む。）に対して、庁舎の管理上必要があるときはその行為を禁止し又は直ちに退去することを命じなければならない。</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) 粗暴な行動若しくは精神錯乱し、又は泥酔等により他人</p>	<p>(退去命令等)</p> <p>第 12 条 庁舎管理責任者は、庁舎内において次の各号の一に該当すると認められる者（第 8 条ただし書きの規定により許可した者の行為を含む。）に対して、庁舎の管理上必要があるときはその行為を禁止し又は直ちに退去することを命じなければならない。</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3) 粗暴な行動_____又は泥酔等により他人</p>

<p>に迷惑を及ぼし又は施設等を破壊し，損傷し，汚損し又はこれらの行為をしようとする者 (4)～(10)略</p>	<p>に迷惑を及ぼし又は施設等を破壊し，損傷し，汚損し又はこれらの行為をしようとする者 (4)～(10)略</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。